立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限該当地域

1 該当地域

該当市名	該 当 町 名	備考
立 川 市	砂川町 1丁目~8丁目 泉町 緑町 富士見町 1丁目~7丁目 曙町1丁目、2丁目 柴崎町1丁目、2丁目、4丁目~6丁目 柏町1丁目、2丁目 上砂町1丁目、2丁目 高松町1丁目~3丁目	細部の制限表面及び 高さ制限については、 下記の問合せ先に確 認して下さい。
昭島市	東 町 1丁目~4丁目 福 島 町 もくせいの杜 1丁目~3丁目	
武蔵村山市	学 園 3丁目、4丁目 緑 が 丘 大 南 1丁目~5丁目	
日 野 市	大字日野 日野本町 4丁目~7丁目	

2 仮設物等(クレーンなど含む)の設置

進入表面及び転移表面については、制限高さを越える仮設物等(クレーンなど含む)の設置はできません。

ただし、水平表面への設置については、航空法第49条第1項のただし書きの規定に基づき、防衛大臣の承認を受けて設置することができます。

申請書類審査から承認まで1ヶ月以上かかるため、早めに問合せ先に確認してください。

3 問合せ先

陸上自衛隊立川駐屯地業務隊管理科営繕班

(電 話) 042(524)9321 (内線382)

(対 応 日) 土日、祝日及び12月29日~1月3日を除く平日 なお、都合により、対応できない日もありますので、事前に余裕をもって 問合せをお願いします。

(対応時間) 午前8時30分~12時00分、午後13時00分~17時00分

